

## 前漢初期の盜鋳錢と盜鋳組織

柿沼陽平

はじめに

戦国時代中期になると、諸国の人びとは青銅貨幣を競つて鑄造するようになつた。そのようにして生まれた青銅貨幣の中には、都市単位で鑄造されたものも多数含まれていた。三晋地域ではそのような傾向がとくに強く、各都市の商人がそれぞれ独自に青銅貨幣を発行していたとさえいわれている。<sup>(1)</sup> その結果、三晋地域を中心とするいわゆる中原諸国では、さまざまヴァリエーションの青銅貨幣が各地で鑄造された。これに對して戦国秦では、遅くとも戦国後期になると、「半兩」という錢文を有する方孔円錢（以下、「半兩」錢）が唯一の「行錢」（＝国家公認錢）とされ、それ以外の青銅貨幣の流通は規制されるようになつた。<sup>(2)</sup> また「半兩」錢の民間鑄造も禁止され、その禁を犯した者は盜鋳錢者として処罰された。戦国秦の出土法制資料である睡虎地秦簡「封診式」（第五九九～六〇〇簡）に

は、そのときに「半兩」銭を盜鑄して検挙された者の例がみえる。<sup>(3)</sup>

某里の士五（伍）甲・乙、男子丙・丁及び新錢百一十錢・容（鎔）二合を縛りて詣り、告して曰く「丙、此の錢を盜鑄し、丁、鑄を佐<sup>たす</sup>く。甲・乙、捕え、其の室を索（索）<sup>もと</sup>めて、此の錢・容（鎔）を得、來りて之を詣らしむ」と。

これらの政策は、国内の青銅貨幣を「半兩」銭に統一し、さらにその規格と質を画一化し、安定させることを目指したもので、さまざまな青銅貨幣の流通を容認していた中原諸国との幣制と鮮やかな対照をなしている。これは戦国秦が他国よりも強力な専制的権力を有していた点に一因があろう。<sup>(4)</sup>

しかし、戦国秦で強力な律令制が施行されたことの裏には、絶えることのない盜鑄銭者の存在が見え隠れする。たとえば稻葉一郎氏は、戦国秦～統一秦のものとされる出土「半兩」銭が大小軽重さまざまであることから、当時はさかんに私鑄がなされていたと推測している。<sup>(5)</sup> そのことを裏づけるものとして、『太平御覽』卷八三五資產部錢上引『楚漢春秋』には

項梁、陰に生（死）士九十人を養う。……併りて室中に疾み、大錢を鑄て以て甲兵を具<sup>そな</sup>う。

とある。<sup>(6)</sup> これは、反秦の兵を挙げようとしていた項梁が、ひそかに「大錢（大型の「半兩」銭か）」を鑄造し、それを軍資金として武具を調達したことをしめすものである。このような民間での鑄錢行為は、前漢が成立してもどまることがなかつた。漢代には盜鑄錢禁止規定のある時期とない時期の両方があつたが、民間での鑄錢はそのような律令制の有無に影響を受けつつも、ほぼ絶えることなく続けられたのである。その理由は、漢錢が民間における

物神崇拜の対象で、かつ財政上必要不可欠な国家的支払手段であったからであろう。<sup>(7)</sup>つまり民間での鑄錢は、錢に對する人びとの欲求のあらわれなのである。では、それは具体的にどのようになされたのか。

従来、このように民間鑄錢者の側から中国古代貨幣史の研究が進められたことはほとんどなかつた。その原因の一つは、秦漢時代に関する史料の大半が官側の人間によって著されたもので、民間での鑄錢の実情を伝える体系的な記載があまり残されていなかつたからである。しかし、近年公表された張家山漢簡には、呂后二年（前一八六）以前の漢律が含まれており、とくにその中の「二年律令」錢律（以下、錢律）には、惠帝即位前後～文帝五年の盜鑄錢禁止規定がみえる。<sup>(8)</sup>もつとも、これも官側のテクストではあるが、その中には逆説的に当時の民間鑄錢のあり方が投影されていると思われる。「Aという者がBという罪を犯したばあい、Cという刑罰に処する」という条文の存在は、當時、Aという者が存在し、Bという罪を犯す可能性があつたことを意味すると考えられるからである。そこで『漢書』卷二四食貨志下をみると、たしかにそのことが裏づけられる。すなわち、錢律に含まれている盜鑄錢禁止規定が文帝五年に解除されたことに対して、賈誼が、それ以前の状況を

曩<sup>さか</sup>に錢を鑄るを禁ずるや、死罪、下に積む。

と回顧しているのである。<sup>(9)</sup>これは、錢律に違反して死罪となつた者が當時非常に多く存在したこととしめすものである。そこで小論では、まず錢律を分析し、漢初の盜鑄錢者と盜鑄組織の構造を復元する。その上で、盜鑄錢の原料と道具の調達過程にも検討を加え、最後にそれらを包括する盜鑄組織の実態に論及してゆくこととしたい。

## 第一節 「二年律令」 錢律よりみた盜鑄錢者

## 一・盜鑄錢既遂罪

まず本節では、漢初の律令制が盜鑄錢者をどのように分類・把握していたのかを確認し、そこから盜鑄錢の製造過程を窺うことにする。そこで錢律の盜鑄錢禁止規定を条文ごとに列記すると以下のとおりである。<sup>(10)</sup>

(I) 錢を盜鑄し及び佐くる者は、棄市とせよ。同居、告せんば、贖耐とせよ。正・典・田典・伍人、告せんば、罰金四兩とせよ。或もの頗る告せば、皆な相除け。尉・尉史・郷部・官嗇夫・士吏・部主者、得えんば、罰金四兩とせよ (第二〇一～二〇二簡)。

(II) 人の錢を盜鑄するを智 (知) りて、爲に銅・炭を買い、及び爲に其の新錢を行し、若しくは爲に之を通ずるは、與に同罪とせよ (第二〇三簡)。

(III) 錢を盜鑄し及び佐くる者の死罪一人を捕えれば、爵一級を予えよ。其の以て罪人を免除せんと欲する者は、之を許し、一人を捕うることに死罪一人を免除せよ。若しくは城旦春・鬼薪白粲一人、隸臣妾・收人・司空三人ならば、以て庶人と爲せ。其の刑に當たるも未だ報ぜざる者は、刑する勿かれ。又た告者一人を復し、身、與る所有の母かれ。吏に調告し、吏、之を捕得せば、賞すること律の如くせよ (第二〇四～二〇五簡)。

(IV) 錢を盜鑄し及び佐くる者、人の錢を盜鑄するを智 (知) りて、爲に銅・炭を買い、及び爲に其の新錢を行し、若しくは爲に之を通じ、而るに能く頗る相捕え、若しくは先に自ら告し、其の與を告し、吏、捕えて頗る之を

得ば、捕うる者の罪を除け（第一〇六～一〇七簡）。

(V) 諸そ錢を盜鑄せんと謀り、頗る其の器具を有し、未だ鑄せざる者は、皆な歎して以て城旦春と爲せ。智（知）りて爲に鑄錢の具を買う「に及ぶ」者は、與に同罪とせよ（第一〇八簡）。

これらの中でとくに總則的な位置を占めるのが(I)である。これは錢律の発効時に、「盜鑄錢」者と「佐者」が原則的に棄市に処されていたことを意味するものである（以下、両者を盜鑄錢者と總称）。では「佐者」とは、具体的にどのような存在であったのか。残念ながら、(I)にはその点が明記されていない。ところが(IV)をみると、①「佐者」・②「盜鑄錢」者・③「人の錢を盜鑄するを智（知）りて、爲に銅・炭を買」う者・④「人の錢を盜鑄するを智（知）りて、……爲に其の新錢を行し、若しくは爲に之を通ずる」者が、それぞれ異なる犯罪者として併記されている。すると①は、少なくとも後三者は異なる存在であったことになる。それでは後三者は、具体的にどのような者達であつたのか。

まず②は、錢范などを用いて自ら錢を鑄造する者とみてほゞ間違いない。當時その中には、かなりの鑄錢技術を有する者もいたようで、たとえば王莽は、『漢書』卷九九王莽伝下地皇二年条に

民、犯して錢を鑄ば、伍人、相坐し、沒入して官奴婢と爲さしむ。其の男子は車に檻し、兒・女子は歩かしめ、鐵鎖を以て其の頸を琅當し、傳りて鍾官に詣らしむ。十萬を以て數う。到らば夫婦を易えしむ。愁苦して死する者、什の六、七。

とあるように<sup>(1)</sup>、盜鑄錢罪に関連する者を捕えてわざわざ鍾官（錢を掌る官）に護送し、國家の鑄錢作業を手伝わ

せている。これは王莽が、盜鑄銭者の中にも国家的鑄銭に役立つ者がいるという認識を有していたことをしめしている。(V)に、それらの者に対する城旦と春という男性刑と女性刑の名がみえる」とから、そのような者の中には男性だけでなく女性もいたのであろう。

次に③をみると、それは「錢の鉱物原料と燃料の調達者」のことと解される。漢初の「半兩」銭は銅を主原料とし、さらにその鑄造には燃料としての炭などが必要であったからである。もつとも、「人の錢を盜鑄するを智（知りて）」は「人の錢を盜鑄せんとするを智（知りて）」とも読みうる。しかしそのばあい下文は盜鑄銭未遂罪の関連規定ということになるが、それに関しては別途(V)に規定がある(後述)。よつて「人の錢を盜鑄するを智（知りて）」の「人」、すなわち盜鑄銭者は、すでに他所で銭の盜鑄を開始していたと考えられる。この点をふまえて、次にその内容を確認すると、まず本条は、盜鑄銭以外の目的で銅・炭を購入する者には適用されなかつたとみられる。後述するように、当時銅は、閔中での売買・流通が許可されていたからである。また「炭」も、とくに木炭は鉱石製錬時の必需品なので、民間の鉱物業者はそれを適宜購入せざるをえなかつたはずである(民間の鉱物業者については後述)。その上、前漢中期の天長市安樂鎮十九号漢墓木牘(40-12A)に

寒時なれば、少しく酒食を進め、衣・炭□を近くせば、病自ずから愈(癒)えん。

とある」とく、それは暖をとるための生活必需品でもあつた。よつて、「銅」「炭」を購入しただけの者が刑罰に処されたとは考えにくい。これより、本条の犯罪者は、他人が銭を盜鑄しているのを知つた上で、その「爲」<sup>(13)</sup>に「銅・炭を買」つた者に限定されていたと結論付けられる。

ただし、当時の「半兩」銭は、銅以外にも、錫などを不可欠の原料とするものであった。<sup>(14)</sup> それゆえ、本条の「銅」は、実際には銅だけでなく、盜鑄銭に必要な鉱物原料全般を含意する語であったはずである。また鑄銭の燃料も、必ずしも炭だけではなく、燃えやすいワラや家畜の糞なども適宜使用されたとみられる（ただし大半が木炭であることは確かであろう）。よつて本条の「炭」も、木炭をはじめとする燃料全般を意味する包括的な概念であったと考えられる。するとこれより、③は「銭の鉱物原料と燃料の調達者」であつたことになる。

最後に④をみると、それは、他所で盜鑄された銭入手し、それを盜鑄銭と認識した上で「行」・「通」した者のことと解される。逆に言えば、盜鑄銭をそれと認識していない者は、その中に入つていなかつたはずである。一旦市場に出回った盜鑄銭を官銭と識別することは現実的にほぼ不可能で、それにもかかわらず盜鑄銭に関わった者を全て捕えようとすれば、膨大な数の一般民までがその対象になつてしまふからである。すると、ここでいう「行」とは銭を流通させること、「通」とは銭を「国境」を挟んでやり取りすることなので、④は、「盜鑄銭をそれと知ながら流通させ、もしくは「国境」を挟んで出入させた者」を意味することになる。ちなみに盜鑄銭をそれと知らずに入手した者であつても、錢律（第一九九簡）に

故に行錢を毀ち銷して、以て銅・它的物を爲る者は、贓（贓）に坐して盜と爲せ。

とあるごとく、それを溶かして他物を製造するような行為をしたばあいには、窃盜罪で処罰された。<sup>(17)</sup>

以上の検討に大過ないとすれば、②は直接盜鑄を行なう者のこと、③・④は盜鑄行為が他所ですでになされている事実を知つた上で、それに加担するような行為をした者であつたことになる。すると、それらの者と区別される

①の「佐者」は、②とともに盜鑄の現場に駐在しつつも、なお直接的には盜鑄を行なわなかつた者ということになる。その者は具体的には、②と連係して、鉱物原料を手元に準備したり、炭をくべたりする帮助作業に携わつてゐたと考えられる。前掲「封診式」(第五九九~六〇〇簡)には、まさにその例がみえ、「盜鑄(=②)」と「佐(=①)」の区分が秦律に遡ること、両者がペアになつて同一の「室」で鑄錢していくことを明示している。

## 二・盜鑄錢未遂(未遂・予備・陰謀)<sup>(18)</sup> 罪

以上の検討により、盜鑄錢既遂罪に相当する者がどのように分類されていたのかがほぼ明らかとなつた。それは、盜鑄錢未遂罪の者は、どのように把握されていたのか。ここで注目すべきが(V)である。それをまず原文で確認すると、次のとおりである。

諸謀盜鑄錢頗有其器具未鑄者皆黥以爲城旦春智爲及買鑄錢具者與同罪。

本条の「謀盜鑄錢頗有其器具未鑄者」については、それを一つの犯罪と見る見方と、「謀盜鑄錢」と「頗有其器具未鑄者」の二つに分ける見方がありうる。しかし水間大輔氏は、「皆」字が一般には秦律・漢律で「上文に記された複数の罪はみな」の意に用いられていることから、本句は「諸謀盜鑄錢」と「頗有其器具未鑄者」という二つの犯罪をさすとのべており、小論でもとりあげずこの説に従う。<sup>(19)</sup>

それでは、本条の「器具」とは具体的に何をさすのか。ここで問題となるのが「器具」と「銅・炭」の違いである。(II)には鑄錢の鉱物原料と燃料を意味する「銅・炭」に関する規定があるが、それと(V)の「器具」とは

具体的に何が異なるのか。なぜ（V）の当該箇所には、「銅・炭」でなく「器具」とあるのか。そこで注目すべきは、鑄錢には「銅・炭」だけでなく、<sup>イガタ</sup>「錢范」などの鑄錢器具も必要不可欠であったという点である。すなわち、まず（II）の「人の錢を盜鑄するを智（知）りて、爲に銅・炭を買」つた者のばあい、「人の錢を盜鑄するを智（知）りて」の「人」は、既述のごとく、錢の盜鑄を開始していいたので、すでに錢范などを有していたと考えられる。それゆえ（II）では、そのような盜鑄錢者に「銅・炭」を買い足す行為が犯罪とされているのである。一方、（V）の盜鑄錢未遂者には、「銅・炭」を有していない者だけでなく、そもそも錢范や<sup>イガタ</sup>「斐イゴ」さえ有していない者も含まれる。よつて（V）には当然、「銅・炭」だけでなく<sup>イガタ</sup>「錢范・斐イゴ」などの入手をも禁止する規定が含まれていたはずである。すると、だからこそ（V）では、「銅・炭」だけでなく、より広義の「器具」という語が用いられ、<sup>イガタ</sup>「錢范・斐イゴ・銅・炭などの有無が取り上げられているのではないか。そこで『説文』畠部をみると

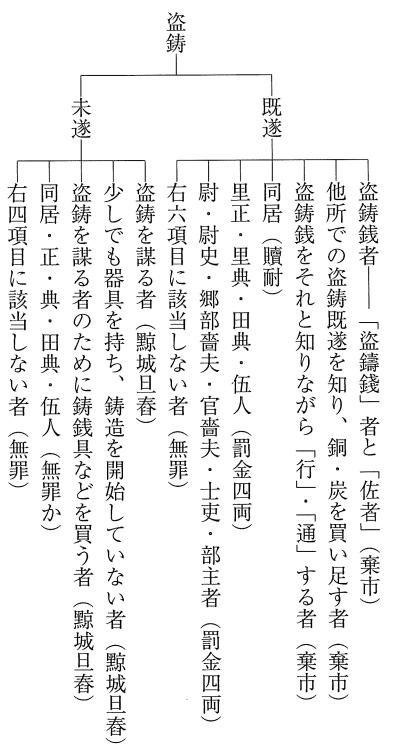
器、皿なり。器の口に象る。犬は之を守る所以なり。

とあり、「器具」の「器」は容器を意味し、たしかに錢范と解される。また残る「具」も、とりあえず<sup>イガタ</sup>錢范以外の道具・材料の総称と解釈できる。すなわち（V）の後文には、「器具」だけでなく、「鑄錢の具」という語もみえ、「器」と「具」は分離可能な別々の語であつたので、「器」が錢范である以上、「具」はそれ以外の道具や材料の総称と考えられるからである。もつとも、それが鉱物資源と燃料だけを意味するのであれば、「銅・炭」と明記されたはずである。そうなつていなのは、ここでいう「具」に、「銅・炭」以外の斐イゴなども含まれていたからであろう。これより、（V）の前半は、「錢を盜鑄しよう」と謀つた者、盜鑄錢のための「器（錢范）」・「具（それ以外の

道具・材料」を少しでも所持しながら、まだ鑄錢を実行していない者は、「縣城旦春に処する」の意に解される（第二節冒頭も参照）。

では、(V) の後文の「智爲及買鑄錢具者與同罪」は何を意味するのか。そこで改めて(I) をみると、それは盜鑄錢者を棄市に処することを定めたもので、その同居・正・典・田典・伍人（以下、同居等）は「告」する義務があり、その義務を果たせなければ贖耐（黃金二二両を納入させる刑罰）<sup>(21)</sup> → 罰金四両に処された。また、ある者から盜鑄行為がなされているとの報告を受けた尉・尉史・郷部嗇夫・官嗇夫・士吏・部主者（以下、尉等）は盜鑄錢者を捕得する義務があり、その任務を遂行できなければ罰金四両に処された。つまり盜鑄錢の発生は、里ごとに予防され（同居等の相互監視）、郷吏と県吏（尉等）もその監督に当たっていたのである。ところが(I) では、「告」を義務とする同居等に対する罰則の直後に、「告」を受けて追捕を開始する尉等に対する罰則が続いており、両句のあいだに同居等以外の民に対する罰則はない。よって、同居等以外の民は基本的に当該罪に連坐する事なく、盜鑄錢者を「告」する義務もなかつたと考えられる。そこで次に(II) をみると、その中の「人の錢を盜鑄するを智（知）りて」・「爲に銅・炭を買い」・「爲に其の新錢を行し、若しくは爲に之を通ずる」は、あたかも別々の犯罪構成要件をさしているかのようである。しかし既述のごとく、同居等以外の者は、盜鑄錢者を「告」する義務を有していなかつたので、「人の錢を盜鑄するを智（知）りて」だけでは罪にならなかつたことになる。これより(II) は、人が錢を盜鑄していることを知った上で「爲に銅・炭を買い」、あるいは「爲に其の新錢を行し、若しくは爲に之を通ずる」者を棄市に処する規定と解される。この点をふまえた上で、最後に(V) をみると、(I)・(II)

が既遂罪に関する条文であるのに対し、(V) は未遂に関する条文とみられる。それによると、錢の盜鑄を企てた者や、「器具」を有しながらまだ鑄造を開始していない者は、いずれも驃城旦春に処された。すると、これと(I)を比較すればわかるように、錢の盜鑄行為に関しては既遂よりも未遂の方が罪が軽いことになる。よって、盜鑄の既遂に連坐する同居等は贖耐（罰金四両）が科されているので、盜鑄未遂者の同居等はそれよりも減刑されるか、無罪とされていた可能性が高い。そこで再度(V) をみると、「智爲及買鑄錢具者」について先学は、「爲すを智（知）る及び鑄錢の具を買う」、あるいは「智（知）りて鑄錢の具を爲る及び買う」と解している。<sup>(22)</sup> しかし既述のことく、同居等以外の民は、他人が盜鑄しているのを知っているだけでは罪にならなかつたので、まして盜鑄の既遂よりも



[図1] 錢律よりみた盜鑄錢禁止規定

罪の軽い「諸そ錢を盜鑄するを謀り、頗る其の器具を有し、未だ鑄せざる者」について知つてゐるだけの者が罪に問われたとは考へられない。よつて「智爲」を「爲すを智（知）る及び…」と読むことは困難である。また当該句を「鑄錢具を爲すを智（知）る及び買う」と読むのも語法的に無理ではないか。これより本句は、「智（知）りて爲に鑄錢具を買う〔に及ぶ〕者」と

訓読される<sup>(23)</sup>。

以上の検討により、錢律発効時に政府が盜鑄錢に関連する犯罪者をいかに分類・把握していたのかが明らかとなつた（図1と図2の一部参照）。その結果、漢初の政府が、盜鑄錢の原料と道具の購入から錢の民間鑄造とその流通までを「盜鑄錢」関連の罪として規制し、またそれを予防するために里人に相互監視させ、鄉吏や県吏にも責任を負わせていたことが確認された。さらにこのような検討結果をふまえた上で錢律をみると、当時の盜鑄錢者が一般に「鑄錢具（錢范以外の道具や、原料・燃料）」を市場で「買（購入）」していくことも推論される。そこで本節での基礎的な検討をふまえ、次に、これらの者が「鑄錢具」をどこでどのように入手していたのかを闡明する。

## 第二節 盗鑄錢の材料とその管理

### 一・鑄錢具の売買

前節で論じたように、漢初の盜鑄錢には、鉱物原料・燃料、そして錢范やファイゴなどが必要不可欠とされ、その中の「具（錢范以外の道具・原料・燃料）」は基本的に「買」えたようである（錢律には「器（錢范）」の入手方法に関する言及がないが、当時は鑄錢自体が禁止されていたので、それは公には購入できず、盜鑄錢者自身が秘密裏に製造するか、他者から違法なルートを通じて入手せざるをえないようなものであつたはずである）。現に、（II）には「爲に銅・炭を買い…」とあり、当時の人びとが「具」の一部を「買」えたことが確認され、（V）にも「鑄錢の具を買う」とあり、錢范<sup>(イガタ)</sup>以外の道具や材料が「買」えたことが前提とされている。しかも「二年律令」津闕令（第四九二簡）には

二。御史に制詔す。其れ扞關・鄖關・武關・函谷【關】・臨晉關及び諸々の其の塞の河津に令して、禁じて黃金・諸々の黃金を奠（填）する器及び銅を出だしむる母かれ。……。

とあり<sup>(24)</sup>、これによると當時銅の全国的流通には一定の制限が設けられていたが、これは逆に、「扞關・鄖關・武關・函谷【關】・臨晉關及び諸々の其の塞の河津」の内部における銅の一定の販売・流通を前提としたものとも解釈できる。では盜鑄錢者は、それらを具体的にどこで購入したのか。前節で論じたように、それらを購入しただけの者は罪に問われなかつたので、それらは一般に市場に出回つていたはずである。すると、それらを取り扱つていた商人も当然存在したことになろう。これより、当時の盜鑄錢者は、市場に出回つていた銅原料などを買い、それで錢を盜鑄し、利益を得るような存在であつたと考えられる。では、鉱物原料・燃料・フイゴなどの販売者は、そもそもそれらをどこで仕入れたのか。

## 二・燃料

燃料は一般に、家内消費分程度であれば、各家で調達がなされたとみられる。周知のごとく、漢代の一般小農民の生産物の中には芻<sup>カリクサ</sup>や藁<sup>ワラ</sup>があり、それらは燃料としても使用できたからである。また木炭であつても、前漢・王褒『僮約』（宇都宮清吉氏校訂）<sup>(25)</sup>に

斧を持ちて山に入り……薪を焚<sup>や</sup>きて炭を作り……日暮れば以て歸り、當に乾薪<sup>けんしん</sup>兩三束を送るべし。

とあるごとく、ある程度は自家調達した者もいたと考えられる。これに基づいて影山剛氏は、漢代の製炭業が小生

産・家内奴隸制的生産を主とするものであつたと推測している<sup>(26)</sup>。しかし盜鑄錢の燃料ともなれば、一度に必要とされるその分量はかなり大きかつたに違いない。そのばあい家内消費分程度の燃料では不十分であつたと推測される。現に、前掲錢律では、盜鑄錢者が「炭（木炭など）」を「買」うことが前提とされている。これは、当時「買（購入）」が盜鑄錢の燃料調達の一般的なプロセスで、盜鑄錢者の多くが「炭」の商人や製造者と密接な関係を有していたことを意味する。そこで次に、そのような漢初の製炭業について検討すると、『漢書』卷九七外戚伝竇皇后伝に

孝文の竇皇后……孝惠七年、景帝を生む。……文帝、立ちて數月……竇姬、皇后と爲る。……弟廣國、字は少君。年四、五歳の時、家貧しく、人の略賣する所と爲り、其の家、處を知らず。十餘家を傳わりて宜陽に至り、其の主人の爲<sup>(ため)</sup>に山に入りて炭を作る。暮に岸下に臥すもの百餘人あり。岸、崩れ、盡く臥す者を壓殺し、少君のみ獨り脱して死せず。自らトするや、數日にして當に侯と爲るべし、と。其の家に從いて長安に之<sup>(ゆ)</sup>き、皇后の新たに立つるを聞く。

とあり<sup>(27)</sup>、百人以上の作業員を擁する製炭組織の存在が確認される。これは竇皇后の弟の竇廣国が製炭場で働いていたことをしめすものであるが、これによると竇皇后は、惠帝六年以前に入宮し、それ以前に弟の竇廣国と生き別れている。そしてその後、各家を転々とした竇廣国は、最終的にこの製炭場に行きつき、文帝元年に竇皇后と再会するまで、そこで働き続けた。これより、この製炭場は呂后期前後～文帝期のものであつたと考えられる。すると既述のごとく、錢律の盜鑄錢禁止規定は惠帝即位前後～文帝五年のものなので、前掲竇皇后伝の製炭業者はまさしくその当時のものであるといえよう。これは、当時の製炭業が一度に百人以上を動員してなされるばあいがあつたこ

と、その現場が危険を伴うものであったこと、「山」で営まれるものであつたことなどをしめしている。前述の(28)とく、盜鑄銭には膨大な量の燃料が必要で、そのような盜鑄銭者と密接に関わる製炭業者に限つては大規模なものが多くつたと考えられるので、前掲竇皇后伝は、まさにそのような大製炭業者の実態をしめす史料といえる。その具体的な作業は、張家山漢簡「算數書」負炭（第一二六・一二七簡）に

炭を山中に負うもの、日ごとに成炭七斗を爲りて車に到る。一日を次ぎ、而して炭を負うもの、車を道きて官に一石を到る。

とあるように、おそらく製炭・歩行運搬・車両運搬などよりなつていたのであろう（製炭の立地については後述）。これより、漢初における盜鑄銭者の多くは、このような製炭業者などから直接的に、あるいは商人を通じて間接的に炭入手し、それによつて銭を盜鑄していたと考えられる。

### 三・漢初の鉱山経営

次に、盜鑄銭の原料となる鉱物については従来、武帝期のいわゆる塩鉄専売制の問題との関係で、しばしば議論がなされてきた。その結果、銅の採掘状況などが明らかになつていて、しかし、錢律発効時における銅・錫の管理についてはまだ不明な点が多い。その理由は、漢初の鉱物に関する史料がほとんどないからである。しかし「二年律令」金布律（第四三六・四三八簡。以下、金布律）に<sup>(29)</sup>

銀を采るもののあらば、之に租し、縣官は橐<sup>くわい</sup>を給せよ。銀は十三斗ごとに一石と爲し、□石ごとに縣官は□鉱<sup>みちび</sup>三

斤を稅せよ。其匁也、牢囊は石<sup>じ</sup>とに三錢とし、其の金を出だすに租して一錢を稅せよ。賣穴者に租して十錢ごとに一を稅せよ。鐵を采る者には、五ごとに一を稅せよ。其の鼓銷して以て成器を爲るものには、又た五ごとに一を稅せよ。鉛を采る者には、十ごとに一を稅せよ。金を采る者は、之に租すること人ごとに日ごとに十五分銖の二とせよ。民の私に丹を采る者は、之に租すること男子は月<sup>つ</sup>ごとに六斤九兩、女子は四斤六兩とせよ。

とあり、漢初の鉱物管理に関する条文がみえ、大いに注目される。もっとも先学の中には、本条に銅の規定も含まれるとする者もいるが<sup>(30)</sup>、私見によれば、本条に銅（および錫）の規定は含まれていない。とはいへ、本条が漢初の鉱物業の実態を反映しているのも確かで、その内容を理解することは、当時の律令制が鉱物業者をどのように分類・把握していたのかを知る手がかりになると思われる。しかも『漢書』食貨志下に、文帝五年の幣制度改革に対する賈誼の諫言として

法、天下をして公に顧租して銅・錫を鑄て錢を爲るを得しめ、敢えて雜うるに鉛・鐵を以てし、它的巧を爲す者は、其の罪、黥<sup>まき</sup>とす。然れども錢を鑄るの情、穀雜して巧を爲すに非ずんば、則ち贏<sup>もうち</sup>を得べからず。而も之に穀すること甚だ微にして、利を爲すこと甚だ厚し。

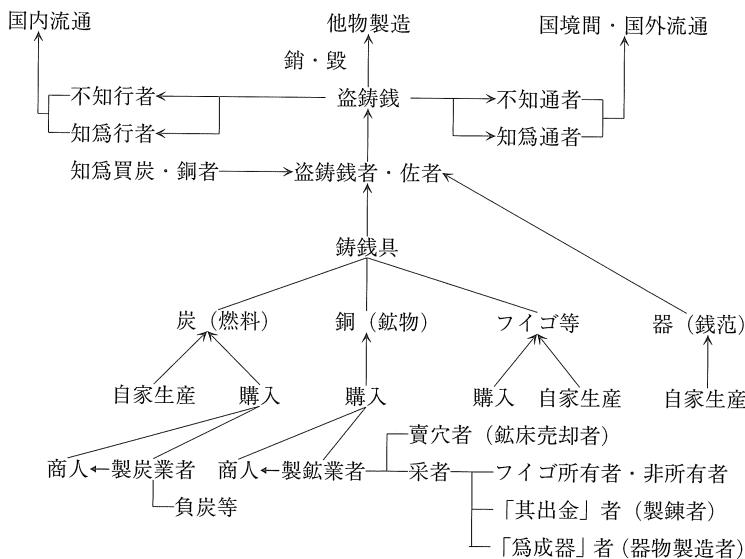
とあるように、盜鑄錢者が利益を得るには、たんに官錢のばあいと同じように銅や錫を用いるのではなく、鉛なども混ぜる必要があつた。それは漢初でも同様であつたとみられ、錢律（第一九七簡）に

錢徑十分寸の八以上にして、鑄たるを缺くと雖も、文章頗る知るべく、而して殊折し及び鉛錢に非ずんば、皆な行錢と爲せ。

とあり<sup>(32)</sup>、「鉛錢」が禁止されているのも、漢初の盜鑄錢が往々にして鉛などを多く含んでいた実情を示唆している。よつて、盜鑄錢者の実態を明らかにするには、銅・錫だけでなく、鉛などの採掘状況にも目を向けねばならないのである。そこで前掲金布律をみると、そこには鉛をはじめとする諸鉱物（銀・鉄・黄金・丹）に対する課税のあり方が列記されている。その課税方法は、民に鉱物を自由に採取・採掘させ、入手した現物の量などを自己申告させ、それに課税するというものである。これはまさに占租（自己申告納稅制）<sup>(33)</sup>に該当する。その内容を試みに意訳すると次のようになる（旧稿を修正）。

銀を採掘する者には課税し、国家はフイゴを支給せよ。採掘した銀（精鉱か）は、まず十三斗（約二六リットル）ごとに区分けして「一石」とし、「□石」ごとに国家が□鉛（製鍊後の銀）三斤（約七四四グラム）を徴収せよ。其□也、牢橐（支給用のフイゴ）の使用者には、それを用いて「一石」を製鍊することに三錢を課税し、その金属製鍊者に二錢を課税せよ。採掘坑を売却する者には、売上金一〇錢ごとに一錢を課税せよ。鉄を採掘する者には、五分の一の税を課せ。フイゴを用いて鉄を溶かし、それによつて鉄製器物を作る者には、また五分の一の税を課せ。鉛を採掘する者には、十分の一の税を課せ。黄金を採集する者には、一人当たり毎日十五分の二銖（約八七ミリグラム）の黄金を課せ。民間で私的に丹砂を採集する者には、男子であれば毎月六斤九両（約一六二八グラム）、女子であれば毎月四斤六両（約一〇八五グラム）を課税せよ。

これによると漢初の製鉱業者は、漢律において少なくとも、①「采者」（製鉱業者一般）」、②「牢橐」者（「采者」の中でも官製フイゴを支給されている者）、③「其出金（金属製鍊）」者、④「賣穴者（鉄床売却者）」、⑤「爲成器」者（器物



〔図2〕盜鑄錢の基本的な製造・流通過程

製造者) に分類され課税されていたようである。たとえば銀の採掘者は①～④に分類され課税された。また鉄のばあい①⑤、鉛・黄金・丹砂のばあい①に課税された。もつとも、銀の採掘方法と、鉄・鉛のそれはほぼ同様であったと考えられるので、鉄・鉛にも②～④の分類があつた可能性もあるが、原文からは確認できない。ともあれこれより漢初の律令制は鉱物業者を細かく分類・把握していたことがわかる。これは前掲金布律から初めて明らかになつたことであるが、そうすると、銀などと同様の採掘方法に則つていたであろう製銅業者や製錫業者もまた、法制上いくつかの部門に分類・把握されていたと推測される。つまり漢初の盜鑄錢者は、このように分類・管理された製鉱業者などから直接的に、あるいは商人を通じて間接的に鉱物原料を入手し、それによって錢を盜鑄していくと考えられるのである。

以上、第一節と第二節での検討結果をふまえ、「二年律

令」に投影されている盜鑄錢の製造・流通過程を復元すると、ほぼ図2のようになる。これより、盜鑄錢が多種多様な行為の複合の上に成り立っていたこと、その中には非合法的な行為のみならず、合法的な行為も混じっていたことがわかる。これは、鑄錢が本来一大産業ともなりうるもので、多くの人びとに直接的・間接的な利益をもたらすものであったことを意味する。漢初の製炭業者や製鉱業者は、必ずしも盜鑄錢者のために働いていたわけでもなくとも、盜鑄錢者による原料の購買を通じて、結果的に利益を得ていたはずである。これは逆に言えば、盜鑄錢の禁止が、製炭や製鉱を正業とする者に間接的に不利益をもたらすばあいがあつたということである。盜鑄錢の濫造禁止により、錢の数が規制されると、鉱物や燃料の民間需要が減り、製炭業者や製鉱業者は結果的に売り上げを減らすことになるからである。これより、錢律の発効時には、図2のほぼ全産業が一定の打撃を受けていたと考えられる。

しかし既述のごとく、漢初において盜鑄錢が完全になくなることはなかつた。つまり図2には、現実上の担い手がいたのである。とすれば、当時実際にはどのような者が錢を盜鑄していたのであろうか。

### 第三節 漢初における盜鑄組織の実態

漢初における盜鑄錢者の基本的なあり方を検討する上で、まず念頭に置くべき点がある。それは盜鑄錢者が基本的には中間マージンの獲得を生業とする技術者であつたことである（図2）。すなわち盜鑄錢者の利益は、原料の価格に応じて高下するものであつた。たとえば銅や錫の採掘が、銀などと同じように細かく課税されていたとすれ

ば、それらの鉱物原料の価格は上昇し、盜鑄錢者の利益はより少なくなつたはずである。また一方で、そのように盜鑄した錢を用いて他の商品を購入するには、当然それを受領してくれる取引相手がいなければならぬ。ところが、盜鑄錢者が利益を得るには、盜鑄錢自体の質をある程度落とす必要があるので（前掲食貨志下参照）、盜鑄錢の使用時には、取引相手にそれが発覚しないよう駆け引きをすることが求められる。それは『塩鐵論』錯幣篇に

商賈、美<sup>ママ</sup>（惡）を以て惡<sup>ママ</sup>（美）に貿<sup>カ</sup>え、半を以て倍に易<sup>カ</sup>う<sup>(34)</sup>。

とあるのによれば、まさしく「商賈」の技とよぶべきものである。本文は、「五銖」錢の国家的專鑄以降、民間で撰錢<sup>えりげに</sup>がなされるようになった状況をのべたものではあるが、漢初の「商賈」の中にも当然そのような行為に及ぶ者がいたであろう。そうすると、盜鑄錢者が高い利益を継続的に得るには、原料製造者と商賈的存在との連係が不可欠であつたはずである。むしろ既述のことく、盜鑄錢者が同居等の密告や尉等の探索につねに晒されていた以上、その多くは防衛上の理由からも組織化していた可能性が高い。盜鑄錢の製造過程で、関係の希薄な商人などを介在させれば、それだけ「足がつく」危険が高まるからである。そこで前掲（IV）をみると、盜鑄組織に属していた者でも仲間を密告すれば罪を除くとあり、そのような盜鑄組織の存在が前提とされている。これは、漢初の盜鑄錢者がすでに組織化する傾向にあつたことをしめすものであろう。

では、実際にどのような者がこの組織を担つていたのか。ここでとくに注目すべきが、「游俠」・「少年」・「賓客」などのいわゆる任侠的な遊民層（以下、任侠）である。増淵龍夫氏や東晋次氏の例示によると、彼らは然諾を重んじ、身を以て他人の窮状を救うという任侠的心性を強く有する一方で、しばしば犯罪行為にも手を染めており、そ

の一部は漢代社会において隠然たる勢力を有していた。そしてその中には、盜鑄銭の関係者も多数いたようである。<sup>(35)</sup>

たとえば『史記』卷二四游侠列伝には

(郭) 解の父、任侠を以て、孝文の時に誅死す。……(解) 少き時……軀を以て交を掛け、仇を報じ、【亡】命を藏して姦を作し、剽攻して休まず。錢を鑄て冢を掘るに及ぶこと、固より勝げて數うべからず。……解の年の長ずるに及び、更めて節を折げて儉を爲し、徳を以て怨に報い、厚く施して薄く望む。……少年、其の行を慕う。

とあり、代表的な任侠の一人である郭解が、若かりし頃、盜鑄銭者であつたと明記されている。また『史記』卷一  
二九貨殖列伝には

其の閻巷の少年に在りては、攻剽して椎埋し、人を劫<sup>おびやか</sup>して姦を作し、冢を掘りて幣を鑄、任侠にして兼を并せ、交をかけて仇を報じ、幽隱を篡逐し、法禁を避けず、死地に走<sup>おもむ</sup>くこと驚<sup>はし</sup>るが如きも、其の實は皆な財用の爲なるのみ。

とあり<sup>(36)</sup>、郭解に追従していた「少年（任侠の一種）」も、一般に「鑄幣（＝鑄銭の意）」を生業としていたことがわかる。前掲『楚漢春秋』には項梁が鑄銭したとあり、增淵氏によれば項梁も任侠なので、そのような任侠的盜鑄銭者の起源は、あるいは秦代以前に遡るといえるかもしれない。それでは盜鑄組織は、なぜ任侠によるばあいが多かつたのか。これには次の三つの理由が想定される。

第一は、盜鑄銭が任侠の資金源たりえたからである。他の違法行為も厭<sup>いと</sup>わない任侠にとって、それは、群盜など

の表立つた武力行為によらずに資金を獲得できる有效な方法の一つであつたであろう。現に、前掲貨殖列伝には「少年」が「皆な財用の爲」に「幣を鑄」たとするされている。

第二は、任侠がつかまえにくい存在であつたからである。既述のことく錢律では、盜鑄錢者を一網打尽にするため、強力な連坐制・密告制を推進していた。これに対して任侠的組織は、国家の法制よりも個人的紐帯を重んじるので、仲間内で密告される危険性が比較的低い。しかも密告したばあい、密告された側も任侠なので、密告者が任侠特有の撻ともいえる「報仇（前掲游侠列伝参照）」の対象となることは間違いない。それは密告を防止する役割を果たしたであろう。また任侠の中には、官吏とも手を結び、逮捕されるのを未然に防止できた者もいたようである。たとえば游侠列伝には、郭解が尉史に法を枉げさせたというエピソードが残つており、<sup>(37)</sup> 尉史とはまさしく盜鑄錢者を取締るべき官の一つであった（前掲錢律（I）参照）。これは、郭解がそれらの官吏に影響を及ぼし、それゆえ自分や配下の「少年」が鑄錢で検挙されるのを未然に防止できた可能性を示唆する。また建武六年（三〇）七月一八日の紀年をもつ官制文書の居延新簡（E.P.F22:38A-39）にも<sup>(38)</sup>

建武六年七月戊戌朔乙卯、甲渠郭守候、敢えて之を言う。府の移りし大將軍莫府の書に曰く「姦黠の吏民、賓客を作使して私に錢の薄小にして法度に如かざるを鑄作し、及び家を盜み發き、公に衣物を都市に賣らしめ、知ると雖も譴苛する莫し。百姓、之に患苦す。書、到りて今より以來、獨り縣官のみをして錢を鑄作せしめ、法度に應ぜしめよ。吏民に禁じて錢を鑄作し及び行錢に不ざるを挾むを得る母からしめ、輒ち法を行せよ。諸々の家より發きし衣物を都市に販賣するものは、輒ち收して縣官に沒入し、四時ごとに、犯者の名狀を言え」と。

●謹しみ案するに、部吏に犯すもの毋し。敢えて之を言ふ。

とあり、「吏民」・「賓客」・「鑄錢」の語がみえ、吏民が「賓客（任侠の一種）」と手を組み、鑄錢していた実情が明記されている。これより、強力な任侠の支配する盗鑄組織は、とくに長く存続しえたと考えられる。<sup>(39)</sup>

第三は、增淵氏が明らかにしたとおり、任侠が広大な人的ネットワークを有していたからである。既述のとく、盗鑄錢によつて利益を得るには、原料製造者と商賈的の存在との組織的連係が必要不可欠であつた。常識的に考えて、一技術者たる盗鑄錢者がそのような人脈を得るか、あるいは一人三役を演じることは困難であつたはずである。しかし、盗鑄錢者がフィクサー的な存在の任侠であれば、それらの人的資源を確保するのは比較的容易であつたろう。現に、大任侠者たる郭解のもとには「少年」が參集したとあり（前掲游侠列伝参照）、彼らはまさしく鑄錢の実働部隊であつたと考えられる。

以上の検討により、漢初の盗鑄錢者の多くが任侠であつたこと、それらがしばしばグループを形成していくことが明らかとなつた。しからば逆に、錢律の盗鑄錢禁止規定の発効時において、如上の「游侠」・「賓客」・「少年」以外に大規模な盗鑄組織を形成していた者はいなかつたのか。

そこで除外してはならないのが、官側の有力者の存在である。前掲居延新簡に明記されているように、漢代には任侠と結託して盗鑄錢を行なう官側の人間があとを絶たなかつた。たとえば『漢書』食貨志下にも、元狩～元鼎年間のこととして

白金・五銖錢を造りしより後五歳にして、吏民の金錢を盜鑄するに坐して死すべき者を赦すこと數十萬人。其

の發覺せらずして相殺す者、勝げて計かそうべからず。

とあり、(40)「吏民」の盜鑄錢への関与が明記されている。さらにその最たる例として呉王濞にも注目せねばならない。呉王濞は高祖劉邦の兄の子で、高祖(景帝)に呉王の座に君臨し、鑄錢(文帝五年以前は盜鑄錢罪に該當)を財源の一つとしていた。『史記』卷一〇六呉王濞列伝には次のようにある。

會々孝惠・高后の時、天下初めて定まり、郡國の諸侯、各々務めて自ら其の民を拊循す。吳に豫章(鄣)郡の銅山有り。濞、則ち天下の亡命者を招致して錢を盜鑄し、海水を煮して鹽を爲り、故を以て賦無く、國用富饒なり。……佗の郡國の吏の來りて亡人を捕えんと欲する者、訟するも、共に禁じて予えず。……(鼂錯)上に説きて曰く「……(吳)山に即きて錢を鑄、海水もて鹽を爲り、天下の亡人を誘いて、亂を作さんと謀る……」と。……吳の會稽・豫章(鄣)郡を削るの書の至るに及び、則ち吳王、先づ兵を起こす。……袁盎、對えて曰く「吳に銅・鹽の利有り、と。則ち之有るも、安んぞ豪桀を得て之を誘わんや。誠に吳をして豪桀を得しめば、亦た且に王なを輔けて義を爲さんとし、反せざらん。吳の誘う所は皆な無賴の子弟・亡命の鑄錢・姦人するものなれば、故に相率いて以て反す」と。鼂錯曰く「袁盎の之を策すること善なり」<sup>(41)</sup>と。

本文は、諸侯国に乗り出した中央政府に対し、呉王濞が反乱を起こすまでの過程がしるされている。これがいわゆる呉楚七国の乱である。その直接の引き金になつたのは、中央政府による「吳の會稽・豫章(鄣)郡」の沒収である。鄣郡には銅山があり、吳はそこで鑄錢をしていたので、これはまさしく吳の財源の没収を意味する。先学の指摘するとおり、呉王濞が挙兵を急いだ理由はこの点にある(42)。では、呉王濞は具体的にどのように錢を盜鑄

していたのか。そこで本文をみると、それが「無賴の子弟・亡命」を主体とし、「山に卽<sup>フ</sup>」いてなされていたことがわかる。吳は、森林・鉱物の豊かな山で「無賴の子弟・亡命」を使役し、原料調達から鑄錢までの一連の作業を行なわせていたのである。<sup>(43)</sup> そして「無賴」とは「小兒の多く詐<sup>あざむ</sup>きて<sup>わるがし</sup>ゝきもの」（『方言』卷一〇）、「亡命」とは他の郡国から逃亡してきた者などのこと<sup>(44)</sup>、それぞれ「少年」と「賓客」に類する存在と解される。よつて彼らも、血縁的・氏族制的紐帯から乖離し、代わりに任侠的心性を濃厚に有する遊民的存在であつたと考えられる。すると、このような遊民を抱える吳王濞の盜鑄組織こそ、當時もつとも純利益が高く、かつ安定的なものであつたといえるのではないか。それは、図2の盜鑄錢製造・流通過程の全てを翼下におさめ、技術に長けた任侠を実働部隊とする官吏主導型の盜鑄組織で、余分な費用や労力があまりかからず、その成員が逮捕される危険も基本的にはないものであるからである。

これまでの検討により、錢律の中の盜鑄錢禁止規定発効時（惠帝即位前後～文帝五年）に存在した盜鑄錢者の多くが組織化し、それらが任侠や、それと結託した官側の人間、とくに吳王濞などに率いられたものであつたことが明らかとなつた。つまり、そのような者達が、図2の主たる担い手であつたのである。すると、以上の検討結果は、錢律の適用範囲の限界をもしめしているといえよう。任侠と末端の官吏は事実上協力して錢を盜鑄していたので、そこには律令制の網が届きにくかつたと考えられるからである。そうすると、任侠を翼下におさめた吳王濞の盜鑄組織は、まさしく錢律に含まれる盜鑄錢禁止規定の最大の敵であつたことになる。その規定がそれに歯止めをかけることができないまま、文帝五年に撤廃されたことを鑑みれば、むしろ吳王濞の組織は錢律の実質的な破壊者であつ

たとさえいえるかもしれない。結局呉王濞の組織は、吳楚七国の乱の鎮圧という物理的な手段によつてしか、止めることができないものであったのである。

### おわりに

小論では、錢律に含まれる盜鑄錢禁止規定の発効時、すなわち惠帝即位前後～文帝五年における盜鑄組織の構造と実態について検討した。その結果、それが図1、2のように図式化されること、その扱い手の多くが、いわゆる任侠や、それと結託した「吏民」、とくに官吏達であつたことを明らかにした。つまり小論では、いわば貨幣制度史と社会史の接合を図つたのである。では、そのような漢初の盜鑄錢の世界は、いかなる時代的特徴をもち、それはその後どのように変化していったのか。最後にこの点を展望しておきたい。

そこで注目すべきは、盜鑄錢の原料地の立地条件である。まず漢代の鉱山は、その大半が川沿いの低い山や大きな山系の麓にあり、都市に近く、侵食によって露出した鉱脈や、浅い鉱床を選んで採掘されるものであつたことが知られる。<sup>(46)</sup>これによれば鉱物原料の大半は、漢代を通じて都市近郊で入手できることになる。ところが、盜鑄錢のもう一つの原料である「炭（木炭）」の産地たる森林は、前漢中期以降、とくに黃河流域で相当減少していたことが指摘されている。<sup>(47)</sup>すると黃河流域のばあい、製炭部門・製鉱部門を併せ持つような盜鑄組織は、「炭」を確保するため、僻遠の山中に進出せざるを得なかつたはずである。そしてその過程で、未開拓の鉱山を新たに発見していくた可能性が高い。そうすると、盜鑄組織の中には、むしろ官側の規制を避け、そのような僻遠の地に進んで拠点を

構えるような者も出現したであろう。『塙鉄論』禁耕篇には、そのような者の存在が明記されている。<sup>(48)</sup>

鹽・冶の處、<sup>おおよそ</sup>大傲皆な山川に依り、鐵・炭に近く、其の勢、咸<sup>み</sup>な遠にして劇を作す。

これは、前漢中後期以降の黃河流域における盜鑄錢者が、僻遠の山中に拠点を移す傾向にあつたことを示唆する。これに對して長江流域には、まだ広大な森林が広がっていた。よつて、当該地域の盜鑄錢者の大半は、まだ鉛物・燃料の両方を都市近郊で入手できだと考えられる。つまり、前漢中後期以降の盜鑄組織の立地は、北と南で徐々に地域差を生じる傾向にあつたのである。以上の展望に大過ないとすれば、これこそ盜鑄組織の時代的変化の一端をしめすものといえよう。では、これは盜鑄組織のあり方にどのような変化をもたらしたのか。これについては別途検討することにしたい。

### 註

- (1) 江村治樹『春秋戰國秦漢時代出土文字資料の研究』  
(汲古書院、一〇〇〇年)。
- (2) 拙稿「秦漢帝国による「半兩」錢の管理」(『歴史学研究』第八四〇号、二〇〇八年)。
- (3) 簡番号は『雲夢睡虎地秦墓』編写組『雲夢睡虎地秦墓』(文物出版社、一九八一年)参照。
- (4) 江村註(1)前掲書。
- (5) 稲葉一郎「秦始皇の貨幣統一について」(『東洋史研究』第三七卷第一号、一九七八年)。
- (6) 項梁、陰養生士九十人。……佯疾於室中、鑄大錢以具甲兵。
- (7) 拙稿「文字よりみた中国古代における“貨幣”的展開」(『史滴』第二九号、二〇〇七年)。
- (8) 図版と簡番号は彭浩・陳偉・工藤元男『二年律令与奏

讞書』（上海古籍出版社、一〇〇七年）参照。錢律について  
ては、拙稿「張家山第二四七号漢墓竹簡訳注（四）——」  
年律令訳注（四）錢律訳注——」（『早稲田大学長江流域文  
化研究所年報』第四号、一〇〇六年）、拙稿註（2）前掲  
論文も参照。

(9) 犯禁鑄錢、死罪積下。

(10) 盜鑄錢及佐者、棄市。同居不告贖耐。正・典・田典・  
伍人・不告、罰金四兩。或願告、皆相除。尉・尉史・鄉部・  
官嗇夫・士吏・部主者弗得、罰金四兩。（201～202）  
智（知）人盜鑄錢、爲買銅・炭、及爲行其新錢、若爲通之、  
與同罪。（203）

捕盜鑄錢及佐者死罪一人、予爵一級。其欲以免除罪人者、  
許之。捕一人免除死罪一人。若城旦春・鬼薪白粲一人、隸  
臣妾・收人・司空三人、以爲庶人。其當刑未報者、勿刑。

有（又）復告者一人、身母有所與。詔告吏、吏捕得之、賞  
如律。（204～205）

盜鑄錢及佐者、智（知）人盜鑄錢、爲買銅・炭、及爲行其  
新錢、若爲通之、而能頗相捕、若先自告、告其與、吏捕頗  
得之、除捕者罪。（206～207）

諸謀盜鑄錢、頗有其器具、未鑄者、皆黥以爲城旦春。智  
(知)爲及買鑄錢具者、與同罪。（208）

(11) 民犯鑄錢、伍人相坐、沒入爲官奴婢。其男子檻車、兒  
女子步、以鐵鎖琅當其頸、傳詣鍾官。以十萬數。到者易其  
夫婦。愁苦死者什六七。

(12) 天長市文物管理所・天長市博物館「安徽省天長西漢墓  
發掘簡報」（『文物』一〇〇六年第一期）参照。

(13) 『詩』卷一七鳬鷺「福祿來爲」の鄭箋に「爲、猶助也」  
とあるがゆえ、上記の者を助ける意か。

(14) 佐原康夫「漢代貨幣史再考」（同『漢代都市機構の研  
究』汲古書院、一〇〇一年）。

(15) 佐原康夫「漢代鐵專壳制の再検討」（同『漢代都市機  
構の研究』汲古書院、一〇〇一年）。

(16) 拙稿註（2）前掲論文。

(17) 故毀銷行錢、以爲銅・它物者、坐臧（贓）爲盜。（199）

(18) これらの概念については、水間大輔「秦律・漢律にお  
ける未遂・予備・陰謀罪の处罚」（同『秦漢刑法研究』知  
泉書館、一〇〇七年）参照。

(19) 水間註（18）前掲論文。

(20) 器皿也。象器之口。犬所以守之。

(21) 二年律令・具律（第一一九簡）参照。

(22) 富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』

(朋友書店、二〇〇六年。以下、京大班)。

(23) 抽稿註 (2) 前掲論文も参照。

(24) 二。制詔御史。其令扞關・鄖關・武關・函谷【關】・臨晉關及諸其塞之河津、禁毋出黃金、諸眞黃金器及銅。……。

(25)

宇都宮清吉「僮約研究」(同『漢代社会経済史研究』弘文堂書房、一九六七年)。

(26) 影山剛「前漢時代の奴隸をめぐる一、二の問題の覺書」(同『中国古代の商工業と専売制』東京大学出版会、一九八四年)。

(27) 孝文竇皇后……孝惠七年、生景帝。……文帝立數月……竇姬爲皇后。……弟廣國字少君、年四、五歳時、家貧、爲人所略賣、其家不知處。傳十餘家至宜陽、爲其主人入山作炭。暮臥岸下百餘人。岸崩、盡厭殺臥者、少君獨脫不死。

(28) 負炭山中、日爲成炭七斗到車。次一日而負炭道車到官自卜、數日當爲侯。從其家之長安、聞皇后新立。

一石。

(29) 抽稿「張家山二四七号漢墓竹簡訳注(五)——二年律令訳注(五)金布律訳注——」(早稻田大學長江流域文化研究所年報)第五号、二〇〇七年)参照。

采銀租之、縣官給橐。銀十三斗爲一石、□石縣官稅□鉢三斤。其鉢也、牢囊石三錢、租其出金稅二錢。租賣穴者十錢稅一。采鐵者五稅一。其鼓銷以爲成器、有(又)五稅一。

采鉛者十稅一。采金者租之人日十五分鍊二。民私采丹者、租之男子月六斤九兩、母(女)子四斤六兩。(36)-(38)

(30) 山田勝芳「張家山第二四七号漢墓竹簡「三年律令」と秦漢史研究」(日本秦漢史學會会報)第三号、二〇〇二年)。

(31) 法使天下公得顧租鑄銅錫爲錢、敢雜以鉛鐵爲它巧者、其罪黥。然鑄錢之情、非殺雜爲巧、則不可得贏。而殺之甚微、爲利甚厚。

(32) 錢徑十分寸八以上、雖缺鑠、文章頗可智(知)、而非殊折及鉛錢也、皆爲行錢。(39)

(33) 平中答次「漢代の營業と「占租」」(同『中国古代の田制と税法——秦漢經濟史研究』東洋史研究会、一九六七年)。

(34) 佐藤武敏訳註「塙鉄論——漢代の経済論争——」(平凡社、一九七〇年)の訳に従つて校訂。

(35) 増淵龍夫「新版 中国古代の社会と国家」(岩波書店、一九九六年)。ただし増淵氏が任侠的結合関係を当時の全社會集團に共通な人的紐帶とするのに対し、東晋次「中國

古代の社会的結合——任侠的習俗論の現在——」（『中国史学』第七卷、一九九七年）、東晋次「漢代任侠論ノート（二）～（三）」（『三重大学教育学部研究紀要（人文・社会科学）』第五一～五三卷、二〇〇〇～二〇〇一年）は遊民層特有のエーティスと解する。ただし増淵氏も氏族制の代替的結合原理として「任侠」を捉えているので、いずれにせよ氏族制に捉われにくい遊民的存在が任侠的心性をとくに強く有していた点には異論のないはずである。

解父以任俠、孝文時誅死。……（解）少時……以軀借交

報仇、藏命作姦剽攻【不】休。及鑄錢掘冢、固不可勝數。……

及解年長、更折節爲儉、以德報怨、厚施而薄望。……而少年慕其行。

（36）其在閭巷少年、攻剽椎埋、劫人作姦、掘冢鑄幣、任俠并兼、借交報仇、篡逐幽隱、不避法禁、走死地如驚者、其實皆爲財用耳。

（37）游侠列伝に「解出入、人皆避之。有一人獨箕倨視之、

解遣人問其名姓。客欲殺之。解曰、居邑屋至不見敬。是吾德不脩也。彼何罪。乃陰屬尉史曰、是人吾所急也。至踐更時脫之。每至踐更、數過、吏弗求。怪之、問其故。乃解使脫之。箕踞者乃肉袒謝罪。少年聞之、愈益慕解之行」とある。

（38）居延新簡の簡番号と図版は、甘肃省博物館・中国文物研究所・中国社会科学院歴史研究所編『居延新簡』（中華書局、一九九四年）による。

建武六年七月戊戌朔乙卯、甲渠鄣守候敢言之。府移大將軍幕府書曰「姦黠吏民作使賓客私鑄作錢薄小不如法度、及盜發家、公賣衣物於都市、雖知莫譴苛。百姓患苦之。書到自今以來、獨令縣官鑄作錢令應法度。禁吏民毋得鑄作錢及挾不行錢輒行法。諸販賣發家衣物於都市、輒收沒入縣官、四時言犯者名狀。●謹案、部吏母犯者。敢言之。

（39）ただし大室幹雄『劇場都市』（筑摩書房、一九九四年）が指摘するように、強力な任侠がトップでない組織は意外に分解しやすく、とくに武帝期になると、しばしば酷吏などに屈したようである。

（40）自造白金五銖錢後五歲、而赦吏民之坐盜鑄金錢死者數十萬人。其不發覺相殺者、不可勝計。

（41）本文の解釈については、加藤繁『中国貨幣史研究』（東洋文庫、一九九二年）、紙屋正和「前漢前半期の貨幣制度と郡県支配体制」（福岡大学人文論叢）第三一卷第一号、一九八五年）も参照。

會孝惠、高后時、天下初定、郡國諸侯各務自拊循其民。吳有豫章郡銅山、漳則招致天下亡命者盜鑄錢、煮海水爲鹽、

以故無賦、國用富饒。……佗郡國吏欲來捕亡人者、訟共禁弗予。……（鼂錯）說上曰「……（吳）即山鑄錢、煮海水爲鹽、誘天下亡人、謀作亂……」。……及削吳會稽・豫章郡書至、則吳王先起兵。……袁益對曰「吳有銅鹽利則有

之、安得豪桀而誘之。誠令吳得豪桀、亦且輔王爲義、不反矣。吳所誘皆無賴子弟、亡命鑄錢姦人、故相率以反」。鼂錯曰「袁益策之善」。

(42) 稲葉一郎「吳楚七國の乱について」（『立命館文学』第三六九・三七〇号、一九七六年）。

(43) 長江流域の銅山については、裘士京『江南銅研究』（黄山書社、二〇〇四年）など

(44) 中國古代青銅銅源的探索（黄山書社、二〇〇四年）などを参照。

(45) 「亡命」については「亡人＝亡命＝無名數」とする定説と、そうではないとする保科季子「亡命小考——秦漢における罪名確定手続き——」（富谷至編『江陵張家山二四

七号墓出土漢律令の研究』朋友書店、二〇〇六年）がある。ただし『史記』吳王濞列伝の「亡命」は文中で「亡人」に換言されており、いずれにせよ「亡人」を含む語であったと考えられる。

(46) 佐原註（15）前掲論文。

(47) 原宗子「大田穀作」主義の古代的極限——尹湾漢墓木牘「集簿」——（同）『農本』主義と「黃土」の発生  
古代中国の環境と開発2』研文出版、二〇〇五年）。

(48) 鹽治之處大倣皆依山川、近鐵炭、其勢咸遠而作劇。

〔付記1〕本稿は、拙稿註（8）前掲訳注・拙稿註（29）前掲訳注に基づくものである。

〔付記2〕本稿は、平成二〇年度文部科学省科学研究費補助金特別研究員奨励費（研究課題「中国古代貨幣史の研究——中国古代の「貨幣」に関する経済人類学的研究——」）による研究成果の一部である。